

「地域福祉事業所 ヘルパーステーション ゆりの木」 指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービス 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 **労働者協同ワーカーズコープちば**が開設する「地域福祉事業所 ヘルパーステーション ゆりの木」(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスの事業(以下、「事業」という)は、事業所の訪問介護研修の修了者(以下、「訪問介護員等」という。)が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスを提供することを目的とする。この運営規程は、事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1. 名称 「地域福祉事業所 ヘルパーステーション ゆりの木」
 2. 所在地 千葉県船橋市高根台 6-2-20

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的行うものとする。
 2. サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
 3. 訪問介護員等 常勤換算方法で 2.5 名以上。
訪問介護員等は、指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。日曜、祝祭日も相談に応じます。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護・予防訪問介護型サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第6条 1 指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスの内容はつぎのとおりとする。

① 身体介護

② 生活援助

2 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は船橋市が定める基準によるものとし、指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を超えた地点から、片道おおむね1キロメートルあたり
50円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市、八千代市、千葉市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

① 従事者は虐待を防止するためのマニュアルを遵守し、管理者は虐待を防止するため従事者に対する啓発・普及するための研修を行う。

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、虐待の防止等に関する責任者を含めた虐待防止委員会を設置し委員会を定期的に開催します。

- 3 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに県、市町村に通報します。

（身体拘束）

第10条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等を行い、虐待防止委員会に報告します。

（ハラスメント防止）

第11条 事業所は、適切な居宅介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 指定訪問介護・指定介護予防訪問型サービスは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ①従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - ②この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、企業組合・労協船橋事業団と事業所の管理者との協議に基いて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日一部改定

この規定は、平成24年3月1日一部改定

この規定は、平成26年3月17日一部改訂

この規定は、平成26年6月30日一部改訂

この規定は、令和2年4月1日一部改訂

この規定は、令和4年4月1日一部改訂

この規定は、令和4年12月11日一部改訂